

廃棄物の野外焼却

廃棄物の野外焼却（野焼き）は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）で禁じられています。ドラム缶での焼却、ブラック積み焼却、穴を掘つての焼却は、野焼きと同じで認められません。

ストップ地球温暖化！！シリーズNo.5 「うちエコ」はじめませんか？

11月1日～3月31日まではウォームビズ実施期間

政府では、地球温暖化防止のため暖房時のオフィスの室温を20℃にすることを呼びかけています。“寒い時は着る”“過度に暖房機器に頼らない”そんな原点に立ち返り、“暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル”それが「WARM BIZ（ウォームビズ）」です。

2006年の冬から「ウォームビズ」の取り組みなどを「オフィス」から家の中まで広げ、衣食住を通じて「家（うち）」の中からできる温暖化防止対策、名づけて「うちエコ！」を推進しています。

日本では、年間の暖房日数の方が冷房日数よりも多く、気温と室温との差が大きいため、冷暖房兼用エアコン1台あたりでは、暖房の設定温度を下げるほうが、冷房の設定温度を上げるよりも削減効果が高いといえます。この冬は、家の中でも暖かい服装を心がけ、暖房の温度を低めに設定するなど、「うちエコ！」をぜひ実践しましょう。

ごみゼロ運動にご協力ください



実施日 11月16日(日)
午前8時～11時(雨天決行)
場 所 市内の道路沿い
収集方法 市から配布のごみ袋で、紙くず・カン・ピン等を集めてください。

※粗大ごみについては、対象外ですので収集しないでください。

※区・自治会として登録していない団体で、ごみゼロ運動にご協力いただける団体にも、専用のごみ袋を配布いたしますのでご連絡ください。

問合せ 環境保全課 生活環境係

☎(80)1161

違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

ただし、一部例外も規定されています。

- ・農業者が行う稲わらなどの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却など
- ・河川管理者が行う伐採した草木の焼却など
- ・凍霜害防止のための稻わらの焼却など
- ・『どんど焼き』などの地域の行事における不要となつた門松しめ縄の焼却など

*ただし、これらの焼却行為であつても、煙の量や臭いなどにより近所に迷惑をかけるなど生活環境保全上の観点から行政指導の対象となる場合があります。

問合せ 環境保全課環境保全係
☎(80)1163

11月は強化月間

- ・飼い犬は、市役所で犬の登録を必ず行ってください。
- ・飼い犬は、年1回の狂犬病予防注射を必ず行つてください。
- ・ねこは屋内で飼いましょう。
- ・飼い主がわからない犬やねこには、むやみにエサを与えないようにしましょう。

問合せ 山武健康福祉センター(保健所)
☎(54)0611

今月15日から来年2月15までの間、狩猟が解禁になります。ハンターの方々には法令を守り、事故を起こさないようにお願いしているところですが、市民の皆さんも、山林・原野に立ち入る際は、ハンターが認識やすいように、赤・オレンジなどの目立つ色彩の服装や、ボリュームをあげたラジオを携帯するなど、十分ご注意ください。

問合せ 県東上総県民センター
山武事務所 地域環境室
☎(55)3862

危害防止対策

狩猟が解禁